

人別送り (戸籍の異動)

送り一札の事

一 その御村百姓九兵衛悻吉妻に村方
七五郎娘しん当巳二十三才御他領
福嶋村庄五郎仲立ちをもつて縁取り組み
差し遣わし申し候。然る上はこの方人別帳
相除き申すべく候間、その御村人別御帳面
へ御書き加え成らるべく候。後日のため送
り一札、仍つて件の如し

江木村

名主

忠右衛門

天保四年

巳五月

中泉新田村

御名主衆中

* 仲立・仲人・親書人／人別帳面（宗門人別帳のこと）
他領（福嶋村は旗本領、中泉新田村と江木村は高橋藩領）

〔参考資料〕『群馬県史』通史編6 196～198頁

この史料は、群馬郡中泉新田村（現群馬町中泉）に残る「人別送り証文」です。江戸時代、農民の戸籍の異動は、他村への婚姻や養子縁組などの際に発生しましたが、この時に人別送り証文と人別引取り証文（落着証文）が、村役人により発行されました。

送り証文では、村の人別帳（宗門人別帳）から除籍することが記され、逆に引取り証文では、新たにその村の人別帳に書き入れることが書かれています。出身地の村役人が発行する人別送り証文を転居先の村役人が受け取る、折り返し、出身地の村役人あてに人別引取り証文を出したわけです。これによって戸籍の異動が完了しました。こうした事務も名主たち村役人の仕事でした。

この史料では、中泉新田村の九兵衛の息子亀吉の妻に江木村の七五郎の娘しん（23歳）が、福嶋村庄五郎の仲人で迎えられたことが分かります。このため、戸籍の異動が必要になり、新婦しんの出身地である江木村から嫁ぎ先の中泉新田村へ人別送り証文が出されたわけです。なお、福嶋村は現在の群馬町福嶋、江木村は現在の高崎市江木町のことです。

送り一札

一喜川村百姓之九兵衛悻吉妻に村方
七五郎娘しん当巳二十三才御他領
福嶋村庄五郎仲立ちをもつて縁取り組み
差し遣わし申し候。然る上はこの方人別帳
相除き申すべく候間、その御村人別御帳面
へ御書き加え成らるべく候。後日のため送
り一札、仍つて件の如し

天保四年

巳五月

江木村

御名主衆中

中泉新田村

御名主衆中